

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令発布日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	ザニア連合共和国政府に對する贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タンザニアの貧困削減努力に寄与するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H18.3.6 ダルエス サラーム で (同日)	本側 池田勝也在タンザ ニア大使 タニザニア側 グレイ・S ・ムコシジャ財務次官	H18.3.17 138号
タンザニア	キルワ道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	キルワ道路拡幅計画を実施するために必要な 1. 道路の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,152,000千円 H19.3.31まで	H18.6.6 ダルエス サラーム で (同日)	本側 池田勝也在タンザ ニア大使 タニザニア側 グレイ・S ・ムコシジャ大蔵次官	H18.6.20 342号
タンザニア	ザンジバル市街地給水計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	ザンジバル市街地給水計画を実施するために必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	1,230,000千円 H19.3.31まで	H18.6.7 ザンジバ ルで (同日)	本側 池田勝也在タンザ ニア大使 タニザニア側 ハミス・ム ッサ・オパール政府大蔵・経済次官	H18.6.21 346号
タンザニア	HIV・AIDS対策計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	HIV・AIDS対策計画を実施するために必要な 1. 資材及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	341,000千円 H19.3.31まで	H18.9.29 ダルエス サラーム で (同日)	本側 平木場弘人在タン ザニア臨時代理大使 タニザニア側 ジョイス・ マアレンジョ財務副次官	H18.10.17 583号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。